

愛西市男女共同参画推進懇話会 会議録

会 議 名	令和5年度 第3回 愛西市男女共同参画推進懇話会
開 催 日 時	令和6年2月19日（月）午後1時55分から午後3時30分まで
開 催 場 所	愛西市役所南館 3階 災害対策本部兼会議室1
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	2人
協 議 事 項 等	<p>●協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度の実績報告について 2 令和6年度の取り組みについて 2 ファミリーシップ制度に係る行政サービスについて 3 その他
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 資料1 令和5年度の実績報告について ・ 資料1-1 男女共同参画啓発パネル ・ 資料1-2 気づこう！ジェンダーバイアス啓発チラシ ・ 資料1-3 男女共同参画チェックシート ・ 令和6年度の取り組み ・ 資料3-1 愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）概要 ・ 資料3-2 愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案） ・ 資料4 ファミリーシップ制度に係る行政サービスの公表一覧
審 議 経 過	別紙のとおり

男女共同参画推進懇話会委員

役 職	氏 名	備 考
会長	日 置 雅 子	愛知県立大学名誉教授
副会長	若 山 壽 雄	愛西市人権擁護委員会 会長
委員	山 田 彰 子	愛西市女性の会 会長
委員	猪 飼 常 雄	愛西市総代会 会長
委員	井 上 貴 晶	愛西市PTA連絡協議会
委員	加 藤 明 実	愛西市商工会
委員	大 江 千 恵 子	人材育成セミナー修了生
委員	吉 本 貴 代 子	公募委員
委員	大 野 志 織	公募委員

事務局

役 職	氏 名	備 考
市民協働課長	丹 羽 久 美	
市民協働課長補佐	平 野 隆 史	
市民協働課主事	吉 田 匠 吾	
市民協働課主事	森 本 成 美	

審 議 経 過

発言者	内容（概要）
市民協働課長 副会長 市民協働課長	<p>あいさつ</p> <p>〈市民協働課長あいさつ〉</p> <p>この会議については、「愛西市審議会等の会議公開に関する要綱」に基づき、「愛西市男女共同参画推進懇話会 会議運営要領」を定め、公開とします。なお、本日の傍聴希望者はございませんでした。</p> <p>それでは、開会にあたり、副会長の若山様よりごあいさつをいただきます。</p> <p>〈副会長あいさつ〉</p> <p>続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>〈資料の確認〉</p> <p>ここからは副会長の進行でお願いします。</p>
副会長 事務局 副会長	<p>1. 令和5年度の取り組みについて</p> <p>続きまして、次第1の「令和5年度の実績報告について」を議題とします。事務局、説明願います。</p> <p>〈資料1～1-3を利用して説明〉</p> <p>ただいま、事務局から令和5年度の実績報告について報告がありましたが、何かご質問などはありますでしょうか。</p> <p>それでは、会長の日置様よりごあいさつをいただき、進行をお願いします。</p> <p>〈会長あいさつ〉</p>
会長 事務局 会長 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 会長 事務局 委員	<p>2. パートナーシップ・ファミリーシップ制度について</p> <p>続きまして、次第2「令和6年度の取り組みについて」を議題とします。事務局、説明願います。</p> <p>〈資料2を利用して説明〉</p> <p>ただいま、事務局から令和6年度の取り組みについて報告がありましたが、何かご質問などはありますでしょうか。</p> <p>サテライトセミナーの周知方法はどのように考えていますか。個人的にはネットで検索するよりも紙媒体で知れた方がいいと感じる。</p> <p>広報への掲載とチラシを作成して各施設に配布することと市のSNSを活用することを考えていますが、各世帯へ回覧することも検討していきます。</p> <p>文化会館のホールはどのくらいの人数が収容できますか。</p> <p>600名ほどです。</p> <p>テーマも難しいため、周知をしっかりと行わなければならないですね。</p> <p>あくまで事務局の案ですが市民の方はもちろんのこと、職員にも性の多様性について学ぶ講座にしたいと考えています。</p> <p>デジタル人材育成講座は、今までも行っていますか。</p> <p>新規事業となるため来年初めて実施します。</p> <p>参加費は無料ですか。</p>

事務局 委員 事務局	<p>教材等にかかる費用として1人1,000円徴収予定です。</p> <p>デジタルスキルを身につけた方が企業とマッチングできるといいですね。マッチングまではなかなか難しいです。参加者をどう就職支援していくかについては今後の課題です。</p>
委員 事務局	<p>男性にも需要がありそうですが、女性限定ですね。</p> <p>女性の活躍推進が目的なので、女性限定で募集を行います。</p>
会長	<p>3. ファミリーシップ制度に係る行政サービスについて</p> <p>続きまして、次第3「ファミリーシップ制度に係る行政サービスについて」を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事務局 会長	<p>〈資料2を利用して説明〉</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問などはありますでしょうか。</p>
会長	<p>愛西市独自で要綱を策定するのではなく、愛知県の制度を流用するということですか。</p>
事務局	<p>はい。愛知県全体で制度が導入されるので前回の懇話会までに愛西市独自で策定することは行わず、県で宣誓された方が愛西市にお住まいであった場合、市のサービスを利用できるようにすることを決めて、今回の懇話会までに内部で部会を立ち上げてサービスの検討を行いました。</p>
会長 事務局	<p>この場では何を検討しますか。</p> <p>制度を利用された方が愛西市で受けられるサービスを部会で取りまとめたので、懇話会で意見をいただき質問等を受けて承認後本部会議に報告します。</p> <p>サービスの検討方法は、原則他市町が利用できるサービスはすべてできるようにして、実施不可能なサービスは理由を明確にしました。他市町の公表しているサービスの中には、同居していたり委任状があれば家族でなくても申請できたりするサービスもあるので、制度利用が関係ないものについては省いています。</p>
会長 事務局	<p>愛知県の制度を利用するという内規は必要でないのでしょうか。</p> <p>法規担当へ確認しましたが、作成しても構わないが作成する必要もないという見解でした。岐阜県では、県が先にパートナーシップ制度を導入しており市町村ではサービスのみ公表しております。</p>
会長	<p>県庁まで手続きするのは大変と感ずるので、地元で申請したい方もみえるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>オンラインでも申請可能で、地元で申請すると知り合いに知られるのが嫌と感ずる方もみえるということで県が制度を導入することに至ったとも聞いています。逆に弥富市は愛知県庁まで行くことが大変であるため、市独自で要綱を策定するようです。</p>
委員 事務局	<p>県のサービスと市のサービスは別ですか。</p> <p>県でも県営住宅の入居等、別でサービスを公表します。</p> <p>愛西市は県の導入と同時に運用開始できるように準備を進めていますが、市町村によっては、運用開始がまだ先と考えているところやサービスを提供</p>

<p>委員 事務局 委員</p>	<p>しないところもあると思います。 愛知県のオンライン申請はパソコンのみですか。 カメラ機能が必須であるためスマホでも可能かもしれない。 パソコンを持っている方が少ないのでスマホでできるとなるとハードルは下がるかもしれないですね。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>県が制度を導入するから市は強制的に実施しなければいけないのですか。 県からは、お願いベースで相互利用ができるように検討してくださいと言われていています。 既に実施している自治体で宣誓した方は、県のサービスを利用したい場合、現状改めて県で申請しなくてはならないです。 県の制度を利用して宣誓した方は、県内の引っ越しであればそのまま他市町のサービスを利用できます。</p>
<p>会長</p>	<p>県庁までの出向く労力を除けば、市でサービスを検討することが一番楽で簡単な方法ですね。 それにしても、県の制度を利用して愛西市でサービスを公表している旨を内規等で示す必要があるのではないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>岐阜県では、各市町村が公表しておりそれぞれ要綱や内規は策定していないと確認を行いました。要領や内規については、もう少し法規担当や内部で検討を行います。HP上で「愛知県制度を準用してサービスを公表しています」と掲載する予定です。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>「縁故者」にできるというのは初めて聞きました。 愛知県で宣誓した方が愛西市在住であるかどうかについては、通知が来ないため、全くわかりませんので窓口に見えて初めて市が把握できます。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>カードの提示があればすべて「縁故者」にできるのですか。 希望者のみですが、子育て支援課では戸籍システムを確認して手続きの受付ができるようなので今後運用の仕方を検討する必要があるかもしれません。</p>
<p>委員 事務局 会長 事務局</p>	<p>愛知県は、申請者が愛西市であることを確認できるのですか。 申請に必要な書類の中に戸籍抄本があるので、県は把握できます。 該当者の件数の把握はできないのでしょうか。 各担当で記録を残すことがあるかもしれないですが、市民協働課で集計することは今の段階で難しいです。何組、何人利用しているか担当としては把握していきたいです。</p>
<p>会長</p>	<p>住基システムの特記事項にファミリーシップ制度利用者と記載できるのであれば、把握もしやすいのかもしれないです。「縁故者」は現在他に使用されています。今後「縁故者」へ変更できれば、他の窓口に見えた場合、証明カードの提示が不要になる可能性もあります。 愛西市はできるだけ速やかにサービスの公表をするということで、進めていただくということによろしいでしょうか。 (委員賛成)</p>

事務局	<p>5. その他</p> <p>次第4の「その他」として事務局からご案内します。</p> <p>懇話会の委員の皆さまの任期は、2年（令和6年3月31日まで）です。</p> <p>2年間お力添えをいただきありがとうございました。また、3名の公募委員の方々については、例年通り4月号広報とホームページで募集させていただきます。（公募期限4月22日（月））もし、懇話会委員の皆さまのお知り合いで、男女共同参画の意識の高い方がいらっしゃれば、お勧めくださいますようお願いいたします。</p> <p>連絡事項については以上です。</p>
会長	<p>その他について、ご質問などありますか。もしくは、委員の皆様から何かありますか。</p> <p>なければ、以上で、本日の懇話会を閉じさせていただきます。</p> <p>お疲れ様でした。</p> <p>〈閉会〉</p>